

平成 22 年度健康資源・環境整備状況調査実施要領

1 目的

事業所及び飲食店が取り組んでいる健康づくり関連項目について調査することにより、県民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料とするとともに、県民健康づくり計画「健康実現えひめ 2010」等の各種計画の最終評価に活用する。

2 調査対象

- (1) 従業員 50 人以上の事業所（平成 18 年事業所・企業統計調査の民営事業所リストから抽出：約 1,600 事業所）
- (2) 飲食店（愛媛県料飲業生活衛生同業組合加盟店舗：約 1,600 店舗）

3 調査項目

(1) 事業所

業種・規模に関すること
業種（農林漁業、鉱業、建設業、製造業、運輸・通信業等）
従業員数（～100、101～200、201～300、301～400、401～500 人等）
健診等に関すること
定期健康診断の実施の有無
ストレスチェックの実施の有無
メンタルヘルスに関する相談指導者の有無及びその職種（医師、看護師等）
愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例に関する認知の有無
定期歯科健診の実施の有無及び未実施の理由並びに事後指導の有無
定期骨粗しょう症検診の実施の有無
愛媛県がん対策推進条例に関する認知の有無
がん検診の実施の有無、受診率、がん検診の種類、未実施の場合その理由
がん検診の費用負担制度の有無
喫煙対策に関すること
健康増進法に基づく受動喫煙防止に関する努力義務に関する認知の有無
厚生労働省からの公共的な空間の全面禁煙に関する通知に関する認知の有無
事業所の喫煙対策の実施状況
喫煙対策の内容（全面禁煙、空間分煙、時間分煙等）
喫煙対策の実施理由、今後の取り組み
現在喫煙対策を未実施の場合は、その理由及び今後の取り組み

(2) 飲食店

経営形態に関すること
経営主体（個人、法人、フランチャイズ等）
店舗形態（レストラン、喫茶店、バー・スナック等）
店舗規模（客席数、客席面積等）
ヘルシーメニューに関すること
ヘルシーメニューの提供の有無
提供するヘルシーメニューの種類
ヘルシーメニューの表示の有無、種類
ヘルシーメニューの提供理由
現在提供していない場合は、提供していない理由及び今後の提供予定
栄養成分表示の有無、表示成分の種類
現在成分表示を行っていない場合は、その理由及び今後の表示予定

栄養成分以外の健康・栄養に関する情報提供の有無
喫煙対策について
健康増進法に基づく受動喫煙防止に関する努力義務に関する認知の有無
厚生労働省からの公共的な空間の全面禁煙に関する通知に関する認知の有無
喫煙対策の実施の有無及び対策の内容
喫煙対策の実施に伴うメリット及びデメリット
喫煙対策を実施していない場合は、その理由及び今後の実施予定
その他
愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例に関する認知の有無

4 調査基準日及び調査期間

- (1) 調査基準日 平成 22 年 10 月 1 日
- (2) 調査実施期間 平成 22 年 9 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

5 調査実施・集計方法

- (1) 事業所（委託業者が訪問及び郵送により調査を実施し、集計等を行う）
 - 委託業者が調査及び集計を実施
 - 調査票及び集計表等については、県の承認後、委託業者が必要部数を作成
 - 委託業者の雇用した調査員が事業所を訪問し、聞き取りを行う他計方式による調査を実施（600 以上（東予地区 250 以上、中予地区 250 以上、南予地区 100 以上）の事業所について訪問調査の上、回答を回収する。）
 - 訪問調査を実施しない事業所に対しては、委託業者が郵送により調査票の配布、回収を行う自計方式による調査を実施
 - 委託業者が回収アンケートの集計・データベース化を実施
 - 分析方法及び内容等については、県と協議の上決定
 - 委託業者が、業種、従業員数等で調査項目を分析・整理し、報告書を作成
- (2) 飲食店（委託業者が郵送により調査を実施し、集計等を行う）
 - 委託業者が調査及び集計を実施
 - 調査票及び集計表等については、県の承認後、委託業者が必要部数を作成
 - 全ての対象店舗に、委託業者が郵送により調査票の配布、回収を行う自計方式による調査を実施（回収率 30% 以上を義務付ける）
 - 委託業者が回収アンケートの集計・データベース化を実施
 - 分析方法及び内容等については県と協議の上決定
 - 委託業者が、経営主体、店舗形態、店舗規模等別に調査項目を分析・整理し、報告書を作成

6 委託業者の決定

知事の審査を受け、平成 20・21・22 年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する業者のうちから、一般競争入札により予定価格を下回る最低価格を提示した業者と契約する。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 開札の日において知事が行う入札参加資格停止期間中にない者
- (3) 受託要件確認書の提出により、適切かつ確実に委託業務を遂行できる体制を証明した者
- (4) 愛媛県内に事業所等を有し、本事業が「平成 22 年度愛媛県緊急雇用促進事業」であることを理解し、愛媛県内において、新規雇用・新規就業の促進に努める者

7 業務委託期間

委託契約締結の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。